○厚生労働省告示第百四十号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十条第二項第二号イの規定に基づき、令和八年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年〇・五五パーセントとする。ただし、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号）第十条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百四十一号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八条第三項第一号の規定に基づき、令和八年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年〇・五五パーセントとする。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百四十二号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六条第三項第一号及び第八項の規定に基づき、令和八年度に係る同号及び同項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇・五五パーセントとする。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百四十三号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十一条の二第三項第一号及び第七項の規定に基づき、令和八年度に係る同号及び同項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇・五五パーセントとする。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百四十四号

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第十六条第五項の規定に基づき、令和八年度に係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇・五五パーセントとする。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百四十五号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十一条の三第三項第一号及び第七項の規定に基づき、令和八年度に係る同号及び同項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇・五五パーセントとする。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百四十六号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。ただし、別表第１章第１節に一項を加える改正規定（同節の１の注８に係る部分に限る。）は、令和八年十二月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 医療観察診療報酬点数表 第１章　基本診療料 通則 （略） **第１節**　入院料 １　医療観察法病棟入院料（１日につき） イ　医療観察一般病棟入院料　3,900点 ロ　医療観察地域移行支援病棟入院料　3,500点 注１　イに規定する医療観察一般病棟入院料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た医療観察一般病棟を有する指定入院医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している対象者について算定する。	**別表** 医療観察診療報酬点数表 第１章　基本診療料 通則 （略） **第１節**　入院料 （新設）